







別表

事業所名	住所	需給地点	電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点	非常用自家発電設備	項目	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計													
31	浜田地下ポンプ場	四日市市北浜田町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	なし	契約電力(kW)													44	-											
							最大需要電力(kW)													41	41	41	41	41	41	41	44	44	44	5	41	-
							使用電力量(kWh)	昼間時間	429	417	407	487	455	403	465	459	246	236	264	468	4.736											
								夜間時間	532	540	451	511	515	557	521	490	512	533	510	622	6.294											
								重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	30	238	239	196	0	703											
小計																						0										
32	泊汚水中継ポンプ場	四日市市泊小柳町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)													21	-											
							最大需要電力(kW)													19	18	18	18	18	18	18	21	21	21	21	21	-
							使用電力量(kWh)	昼間時間	1,791	1,479	1,908	1,719	1,833	1,462	1,932	1,423	923	1,052	1,245	2,016	18.783											
								夜間時間	1,900	2,438	1,978	1,754	2,077	2,297	1,825	1,790	2,027	1,805	2,105	2,218	24.214											
								重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	408	747	822	325	0	2.302											
小計																						0										
33	内堀ポンプ場	四日市市貝塚町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)													330	-											
							最大需要電力(kW)													330	330	330	330	330	330	330	5	5	5	330	330	-
							使用電力量(kWh)	昼間時間	647	1,022	1,324	1,207	1,255	1,010	1,376	712	751	644	1,280	1,221	12.449											
								夜間時間	683	1,744	1,438	1,252	1,446	1,611	1,358	1,587	1,537	1,469	3,100	1,429	18.654											
								重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	693	734	630	0	0	2.057											
小計																						0										
34	采女汚水中継ポンプ場	四日市市采女町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)													32	-											
							最大需要電力(kW)													31	31	31	31	31	31	31	31	32	32	25	31	-
							使用電力量(kWh)	昼間時間	2,398	1,993	2,533	2,412	2,443	2,162	2,777	2,115	1,530	1,648	2,009	2,890	26.910											
								夜間時間	2,309	3,043	2,388	2,151	2,672	3,232	2,482	2,567	2,582	2,324	3,062	3,085	31.897											
								重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	573	1,078	1,142	421	0	3.214											
小計																						0										

- (1) 季節区分  
 夏季  
 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。  
 その他季  
 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分  
 重負荷時間  
 夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、(3)に定める日の該当する時間を除きます。  
 昼間時間  
 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および(3)に定める日の該当する時間を除きます。  
 夜間時間  
 重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

- (3) 休日等  
 休日等とは、次の日をいいます。  
 日曜日  
 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日  
 各年ごとに定める次の日

平成30年	3月21日、9月23日
平成31年	3月21日、9月23日

- ロまたはハに定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近いロまたはハでない日  
 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日